解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年一月十七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

愛知県東海市荒尾町二本木九八番地
東海荒尾第二特定土地区画整理組合
代表清算人　蟹江　英吉

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年十二月二十六日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

兵庫県佐用郡佐用町佐用二六一一番地一
清算法人幕山土地改良区
代表清算人　高本　一三

配当公告

三重県松阪市嬉野森本町一五五五番地一五

破産者　株式会社チェリーレイク

右の者に対する東京地方裁判所平成二十八年（フ）第五七〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　優先債権　金三、五九六、〇〇〇円
　一般債権　金一、七二三、二六一、二五四円
一、配当することのできる金額
　優先債権　金三、五九六、〇〇〇円
　一般債権　金一一一、八七四、〇〇一円

平成二十九年一月二十五日

東京都千代田区内神田一丁目一五番一一号
千代田西井ビル四階あけぼの総合法律事務所
破産管財人　涌井庄太郎

配当公告

三重県鈴鹿市算所五丁目一九番三〇号

破産者　株式会社藤起

右の者に対する津地方裁判所平成二十七年（フ）第一四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金一六五、七四九、七〇一円
一、配当することのできる金額
　金一七、一三六、〇四五円

平成二十九年一月二十五日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階
破産管財人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚二丁目二七番地、最後の住所北海道函館市杉並町二番一号
被相続人　亡　鈴木利喜雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

北海道函館市若松町一四番一〇号日本生命函館ツインタワー
相続財産管理人　渡邉　祐亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西一条南一〇丁目八番地、最後の住所札幌市中央区南八条西九丁目七五五番地二六　Ｎ89－三〇一号
被相続人　亡　江口文一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

札幌市中央区大通西九丁目三番地三三キタコーセンタービルディング八階　阿部千崎
平田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿部　重成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市戸沢甲二六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤サヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

山形県鶴岡市城北町四六番一〇号
相続財産管理人　司法書士　大佐賀隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡楢葉町大字北田字下山根四八番地、最後の住所福島県会津若松市山鹿町三番二七号　竹田綜合病院
被相続人　亡　金成　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

福島県会津若松市大町一丁目九番二七号
佐藤ビル二階　れいわ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川瀬　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市原町八番、最後の住所茨城県古河市本町四丁目一五番五〇四号
被相続人　亡　日髙　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所茨城県筑西市乙八二八番三ＳＡＴＯＨビル二階弁護士法人萩原総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　萩原　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡茂木町大字河井七八四番地、最後の住所栃木県芳賀郡茂木町大字飯一六九四番地きぎょうの里
被相続人　亡　小池　てる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所栃木県宇都宮市住吉町一番三号あおい総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青井　芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市上真倉二三五三番地五、最後の住所千葉県館山市上真倉二二七三番地の一しまだ荘二五号　被相続人　亡　大戸　忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号
かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区緑が丘二丁目二四〇七番地、最後の住所千葉市若葉区大宮町一三〇三番地八二　被相続人　亡　河野　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号
千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス
相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市西坂田一丁目九番、最後の住所千葉県山武市井之内二三六〇番地一
被相続人　亡　名古屋　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号
やまちょうビル五階　渡辺・石川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　眞次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市瀬戸岡九五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　五十嵐正康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

東京都府中市宮西町二－一三－三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成